

JETRO

ブラジルにおける 産業財産権供与・ライセンス契約ガイド

日本貿易振興機構（ジェトロ）サンパウロ事務所 知的財産権部

はじめに

ブラジルにおける産業財産権供与・ライセンス契約に関する新ガイドは、日本企業に対し、ブラジルにおけるライセンス契約についての最新情報を提供することを目的としており、登録手続および税務上の影響についても解説しています。

近年、ブラジルの法制度には重要な変更があり、特に2021年に公布された**新外国為替法**（法律第14,286/2021）および2023年に公布された**新移転価格税制**（法律第14,596/2023）が挙げられます。

本報告書は、**Ueno Profit Business Consulting** が、**Tanaka, Izá e Xavier Advogados**（法律事務所）と共同で作成したものです。

2026年3月

Ueno Profit Business Consulting
Mami Ueno

Tanaka, Izá e Xavier Advogados
Paulo Xavier da Silveira
André Felipe Rodriguez Cruz

目次

第A部 – 法的側面

1. 序論
2. 知的財産ライセンス契約に関する法制度の概要
3. 法令
4. ブラジルにおける契約の有効要件
5. INPIにおける登録の必要性
6. 技術移転（INPIによる概念）
7. 商標使用ライセンスの譲渡および使用 - INPI省令第8/2022年（定期的に更新されるINPI商標マニュアルを規定するもの）
8. INPIにおける契約の登録または注記申請
9. 手続簡素化のためのINPIの解釈の整理 – INPI省令第34および第35/2025年
10. 新為替法（法律第14.286/2021年）
11. ライセンスにおけるロイヤルティ設定方法

第B部 – ロイヤルティ契約に関する税務上の側面

12. 「ロイヤルティおよび技術的・科学的・管理的支援またはこれに類するもの」の税務上の概念
13. ロイヤルティまたはこれに類するものの国外送金に対する課税
14. 法人所得税（IRPJ）および社会貢献税（CSLL）における損金算入の要件
15. 法人所得税（IRPJ）および社会貢献税（CSLL）におけるロイヤルティまたはこれに類するものに関する損金不算入の例
16. ロイヤルティまたはこれに類するものに関する取引に対する移転価格税制の適用

法令一覧

第A部

ブラジルにおける産業財産権供与・
ライセンス契約の法的側面

1. 序論

- 本ガイドは、ブラジルで事業を行い、自社の商標および技術（ノウハウ）を保護したい日本企業を対象としたマニュアルです。
- ブラジルにおいては、産業財産および技術移転に関する契約は、INPI（ブラジル産業財産庁）での登録または注記が求められることがあります。
- INPIでの登録・注記は、以下の点で重要です：
 - (i) 第三者に対する対抗要件を備えるため
 - (ii) 税務上の優遇措置、特にブラジル企業によるロイヤルティの損金算入を可能にするため
- INPIは、法律第9,279/1996年（産業財産法：LPI）に基づき、ブラジルにおける産業財産を規制する連邦の独立行政機関です。

2. 知的財産ライセンス契約に関する法制度の概要

- ブラジルにおいて、知的財産は大きく以下の二つに区分されます：
 - (i) 産業財産
 - (ii) 著作権（コンピュータープログラム含む）
- 本ガイドは産業財産に焦点を当て、特に以下の点を取り上げます：
 - (i) 商標の登録、譲渡およびライセンス
 - (ii) 技術（ノウハウ）の移転およびライセンス

3. 法令

産業財産法（法律第9,279/1996年）

ブラジルにおける産業財産に関する権利および義務を規定しています。

主に以下を対象：

- (i) 商標
- (ii) 特許
- (iii) 意匠
- (iv) 地理的表示
- (v) 不正競争の防止

本ガイドにおいては、特に商標の譲渡およびライセンスに関する規定、ならびにINPIにおける技術・ノウハウ契約に適用される基本原則が重要となります。

著作権法（法律第9,610/1998年）

著作物および著作隣接権の保護について規定しています。

対象には、文学、芸術、科学、映像、音楽、写真、技術的設計、翻訳および編集物などが含まれます。

知的財産制度において重要な法律ではありますが、本ガイドの主たる対象ではありません。

3. 法令

ソフトウェア法（法律第9,609/1998年）

ブラジルにおけるコンピュータプログラムの法的保護を規定しています。ソフトウェアのライセンス契約および譲渡契約の基礎となる法律です。また、使用、制限、支援およびアップデートに関する条項の指針ともなります。

フランチャイズ法（法律第13,966/2019年）

ブラジルにおけるフランチャイズ事業制度を規定しています。対価の支払いにより、フランチャイジーが商標その他の知的財産を使用することを認めています。また、事業の手法、システムおよび運営を含む場合もあります。本法は原則として、フランチャイザーとフランチャイジーの間に雇用関係および消費者関係が生じないことを明確にしています。

4. 法令ブラジルにおける契約の有効要件

- 民法第104条に基づき、契約には以下の要件が必要とされています：
 - (i) 行為能力を有する当事者、または適法に代理された当事者
 - (ii) 実現可能かつ特定された、または特定可能な目的
 - (iii) 法律により認められた、または要求される形式
- 実務上、契約は権限を有する代表者・代理人によって署名され、明確な目的を有し、適用される法的形式を遵守する必要があります。
- 技術移転契約においては、当事者間の有効性は原則として、書面による契約、明確に定義された目的、および権限を有する代表者・代理人による署名に依拠します。
- 第三者に対する効力を生じさせ、かつロイヤルティの税務上の損金算入を可能にするためには、当該契約はINPIに登録される必要があります。

INPIにおける登録の必要性および登録

5. 可能な契約

- INPI（ブラジル産業財産庁）における契約の登録・注記は、以下のための要件です：
 - (i) 第三者に対する対抗要件を備えること
 - (ii) 該当する場合において、ブラジル企業が支払うロイヤルティの税務上の損金算入を可能にすること。
- 産業財産権に関するライセンス契約、サブライセンス契約および権利譲渡契約、ならびに技術移転契約およびフランチャイズ契約は、INPIにおいて登録することが可能です。

6. 技術移転(INPIによる概念)

■ 技術の供与（ノウハウ）

INPI省令第34/2025年、第2条、第III項、「a」に基づき、技術供与契約とは、知識、技術または技術情報の恒久的な取得を含むものです。

これは、サービスまた財の生産を目的としています。

■ 技術の一時的ライセンス（ノウハウ）

INPI省令第26/2023年により、ノウハウの一時的ライセンス契約の登録が認められるようになりました。

財またはサービスの生産のために、知識、技術、または技術情報を一時的に供与することを伴います。

■ 技術的および科学的支援

INPI省令第34/2025年、第2条、第III項、「b」に基づき、技術的および科学的支援は、以下に関連する専門サービスの提供条件を規定しています：

- (i) 技術および手法
- (ii) 企画およびプログラム
- (ii) 調査、研究、プロジェクト

これらは、活動の実施または専門サービスの提供に適用されます。

7. 商標使用ライセンスの譲渡および使用

7. INPI省令第8/2022年(定期的に更新されるINPI商標マニュアルを規定するもの)

■ 商標を譲渡

譲渡は、商標の所有権を譲渡人から譲受人へ移転させることです。

産業財産法（LPI）第135条に基づき、譲渡は、同一または類似する商品・サービスに関する同一または類似の商標の登録または出願に及びます。

この規定は、同一分野において異なる権利者間で類似商標が共存することを防ぐことを目的としています。

■ 商標使用ライセンス

ライセンスは、第三者による商標の使用を許可するものであり、所有権の移転は伴いません。

商標使用ライセンス契約として正式に締結される必要があります。

契約には、以下の事項を明確に記載する必要があります：

- (i) ライセンスの対象となる商標
- (ii) 有効期間
- (iii) 使用範囲（商品・サービス、地域および条件）

必要に応じて、サブライセンスの許可を明示的に規定することが推奨されます。

8. INPIにおける契約の登録または注記申請

- 申請は、下記URLにてINPI所定の書式により、いずれの当事者からも提出することができます：

<https://gru.inpi.gov.br/contrato/>

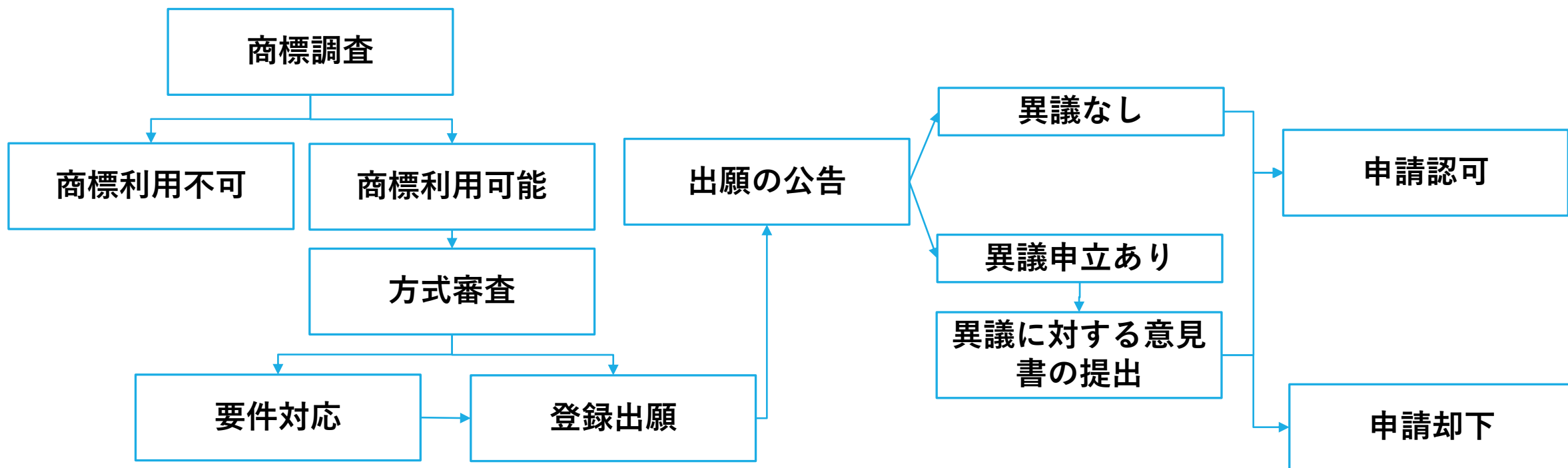
- 必要な基本書類：
 - (i) 申請書
 - (ii) GRU（納付書）の支払証明
 - (iii) 該当する場合、委任状
 - (iv) 契約書またはそれに相当する書面
 - (v) 外国語で作成された書類の場合、ポルトガル語への翻訳
 - (vi) その他関連する追加書類
- フランチャイズ契約においては、COF（フランチャイズ情報開示文書）または受領証明書も提出する必要があります。

8. INPIにおける契約の登録または注記申請

- 申請には、原則として以下の事項を記載する必要があります：
 - (i) 当事者
 - (ii) 契約の形態
 - (iii) 目的
 - (iv) 金額
 - (v) 有効期間
 - (vi) その他関連する重要事項
- 産業産権のライセンスまたは譲渡契約においては、当該権利がINPIに出願または付与されている必要があります、その出願番号および有効期間を記載しなければなりません。

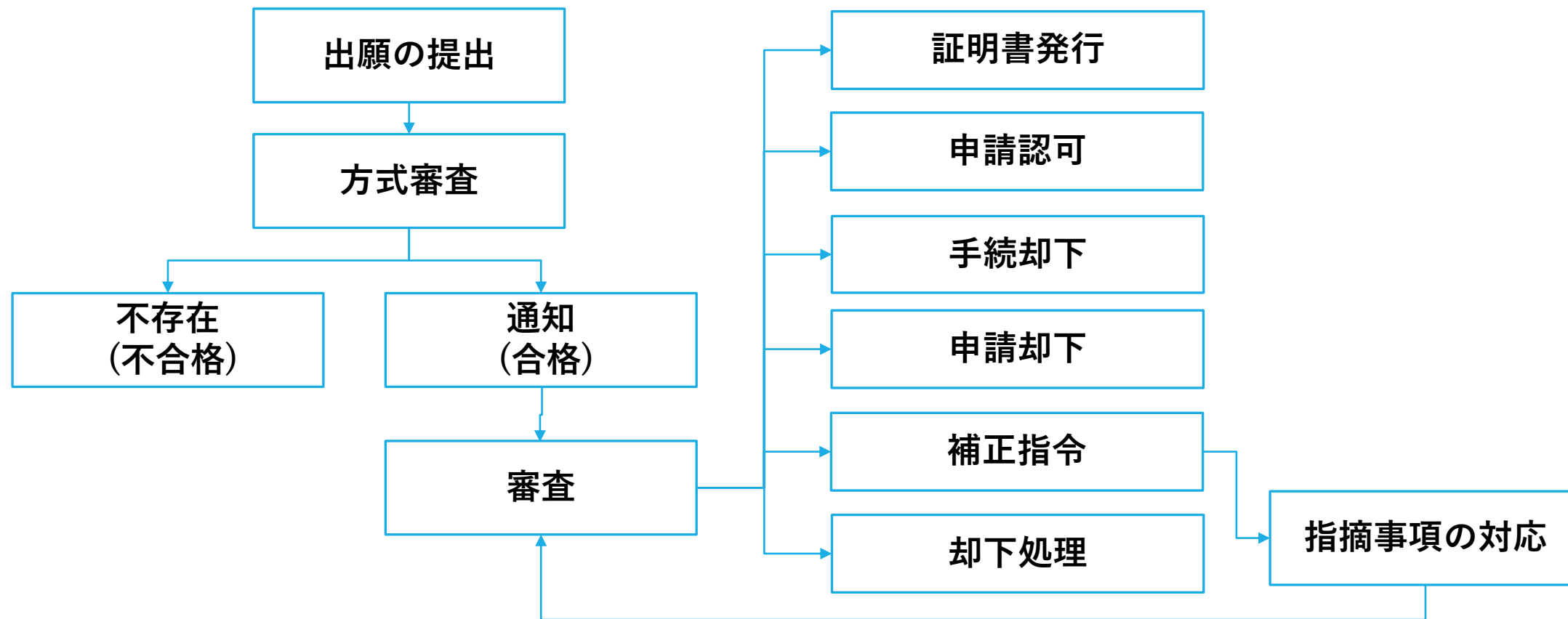
INPIにおける契約の登録または中期申請

8. フローチャート



INPIにおける契約の登録または中期申請

8. 技術契約フローチャート



手続簡素化のためのINPIの解釈の整理

9. INPI省令第34および第35/2026年

- INPI省令第34および第35/2025年は、INPIにおける契約の登録および注記手続の簡素化に向けた解釈を整理したものです。
- 両規則は2025年12月に施行され、それぞれINPI省令第26および第27/2023年を廃止した。
- 要旨として、以下が簡素化・整理されました：
 - (i) 知識の恒久的取得またはノウハウの一時的ライセンスを伴う技術供給契約の登録を認めた
 - (ii) これまで要求されていた書類上の形式要件（登録票、証人2名、全ページへの署名など）の廃止
 - (iii) ブラジルに所在する法人に関する一定の会社関連書類の提出免除
 - (iv) 知的財産権によって保護されていない知識および技術の一時的ライセンスに関連する契約形態の拡大
- 実務上、これらの省令により、INPIにおける契約登録手続は簡素化され、より柔軟になりました。

10. 新為替法（法律第14.286/2021年）

- 2022年12月30日以降、ロイヤルティの国外送金は、契約のINPIまたは中央銀行での登録・注記を条件としなくなりました。
- 送金には、法律第4,131/1962年第9条の改正規定に従い、所得税の納付証明があれば十分です。
- ただし、INPIにおける契約の登録・注記は、ブラジルにおけるロイヤルティ費用の税務上の損金算入の観点から、引き続き重要です。

11. ライセンスにおけるロイヤルティ設定方法

1958年12月30日付の財務省令第436（法律第3,470/1958年、第74条に基づき制定）により、ロイヤルティおよび関連費用（特許・ノウハウ・技術支援等）の損金算入に関する最大控除率が、生産・事業の種類に応じて定められ、上限は5%とされました。

その後、法律第14,596/2023年の制定により、ブラジルは独立企業間原則（arm's length principle）に整合した移転価格ルールを採用するに至りました。すなわち、取引条件（ロイヤルティを含む）は、比較可能な取引において非関連当事者間で合意される水準を反映しなければなりません。

実務上は、従来の5%上限および財務省令第436/1958年の料率表は、「控除可能割合」を決定する中心的な法的基準ではなくなりました。その後は、独立企業間原則（移転価格）が基準となりました。

第B部

ロイヤルティおよび技術的・科学的・
管理的支援またはこれに類するものに
関する税務上の側面

「ロイヤルティおよび技術的・科学的・管理的支援 12. またはこれに類するもの」に関する税務上の概念(※)

ロイヤルティ：

第三者が所有する産業財産権の使用または利用に対する継続的な対価であり、例えば発明特許、製造プロセスや製造配合、商標その他これに類する権利を含みます (CST指針意見第143/1975年)。

技術的・科学的・管理的支援またはこれに類するもの(※):

専門的な知識（ノウハウまたは技術）の移転を伴うサービスの提供を指し、これらは所有権を構成するものではないため、排他的な権利を伴うものではありません (CST指針意見第143/1975年)。

(※) 本報告書においては、この表現を簡略化して「ロイヤルティまたはこれに類するもの」とします。

ロイヤルティまたはこれに類するものの 13. 国外送金に対する課税(区分)

ロイヤルティ
またはこれに
類するものの
国外送金：

同一経済グループに属する関連会社間の取引、または租税優遇国(オフシェア)に所在する企業との取引

非関連企業間の取引であり、かつ通常の課税が行われる地域におけるもの

- ブラジル企業の立場において、ロイヤルティの支払いとしての国外送金は、サービス、技術、ノウハウ、または商標や特許の使用ライセンスの輸入取引に該当します。
- ブラジルと日本は、重複課税を回避するための二国間協定を有しており、政令第61,899/1967年に基づいています。

ロイヤルティまたはこれに類するものの 13. 国外送金に対する課税(区分)

課税科目	課税標準および税率	特記事項
源泉所得税 (IRRF)	送金額の15% (原則) ブラジル・日本二国間協定に基づき、特許および技術的・科学的・管理的支援については12.5%。 注意：商標については引き続き15%が適用されます。	当該税金は送金額に対して源泉徴収され、ブラジル国内で納付されます。 当該税金はブラジル企業が納税義務を負い、納付します
経済所有権介入負担金 (CIDE)	送金額の10%	
社会統合プログラム (PIS)	ロイヤルティには課税されない サービス提供には課税される	
社会保険障資金調達負担金 (COFINS)	ロイヤルティには課税されない サービス提供には課税される	
サービス税 (ISS)	サービス提供額に課税される (市の規定に従う)	

法人所得税(IRPJ)および社会貢献税(CSLL) 14. における損額算入の要件

ロイヤルティまたはこれに類する費用が、IRPJおよびCSLLの損金として認められるための要件は何か？

以前～2023年12月31日まで

- 契約のINPIへの登録
- 契約の中央銀行への登録
- 費用の上限は総売上高の5%まで
(%は経済活動に応じて変動)
- 商標および特許：当該費用が必要であることの証明
- 支援サービス：実際にサービスが提供されたことの証明
- 期間は5年、さらに5年間の延長が可能

2024年1月1日～現在

- 関連当事者間取引に対する移転価格税制の適用
- INPIへの登録義務の廃止
- 中央銀行への登録義務の廃止
- 5%上限の廃止
- 費用の証明は、会計基準および移転価格税制の規定の一部となっている。

15. 法人所得税 (IRPJ)および 社会貢献税 (CSLL) における ロイヤルティ またはこれに 類するものに 関する損金 不算入の例

1. タックスヘイブンまたは優遇税制国（オフショア）に所在または居住する事業体

2. 優遇税制（タックスヘイブン）を享受する事業体

3. 関連当事者間で、以下のような場合に二重の非課税が生じるとき：

- (1) 同一の金額が、相手方の関連当事者においても損金として扱われる場合
- (2) ブラジルで損金算入された金額が、相手方において課税所得として扱われない場合
- (3) 当該金額が、上記1または2に該当する関連当事者の損金を直接または間接的に賄うために用いられる場合

ロイヤルティまたはこれに類するものに関するものに 16. 関する取引に対する移転価格税制の適用

以前 ~ 2023年12月31日まで

ロイヤルティまたはこれに類するもの - 国外送金

関連当事者間取引またはインターカンパニー取引

1. 経済活動に応じて、総売上高の2%から5%の範囲での費用の損金算入上限（財務省省令第436/1958年）
2. 損金算入のためのその他要件（第13項）

2024年1月1日 ~ 現在

ロイヤルティまたはこれに類するもの - 国外送金

関連当事者間取引またはインターカンパニー取引

1. 移転価格税制の適用 - 法律第14,596/2023年（独立企業間原則の適用およびOECD基準との調和）
2. 第14項に記載された状況における損金不算入の制限

参考文献

法律第9,279/1996年（産業財産法：LPI）：産業財産に関する基本法であり、INPIにおける契約の登録・注記の根拠となる法律。

政令第10,033/2019年（マドリッド・プロトコル）：商標の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド制度）を公布。

INPI/PR省令第08/2022年：INPIにおける商標出願および各種申請の受理、処理および審査に関する規定。

INPI省令第34/2025年：産業財産権のライセンス・譲渡に関する注記手続、ならびに技術移転契約およびフランチャイズ契約の登録手続。

INPI省令第35/2025年：契約の登録・注記（技術移転を含む）に適用される審査指針。

法律第14,286/2021年（新為替法）：外国為替および資本に関する規制の枠組みで、海外送金に関連。

法律第14,596/2023年：移転価格税制の規定。

連邦歳入庁規範指令第2,161/2023年：移転価格税制の各種事項を規制。

所得税規則 - RIR/2018年